

○国立大学法人東京工業大学工事請負等契約細則

平成16年4月1日  
細則第24号

別記第4号

業務委託契約基準

(趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）における業務委託に関する契約の一般的約定事項に関し必要な事項を定めるものである。  
(総則)

第2 委託者及び受託者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書等（図面を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の業務提供を契約書記載の完了期限内に完了するものとし、委託者は、その業務委託代金を支払うものとする。
- 3 業務の方法等業務を完了するために必要な一切の手段（以下「業務の方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(業務の履行の調整)

第3 委託者は、この契約に基づき履行する受託者の業務が委託者の発注に係る第三者の実施する業務等と履行上密接に関連する場合には、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の実施する業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

(経費内訳明細書等の提出)

第4 受託者は、この契約締結後15日以内に、経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が、受託

者に経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表の提出を必要としない場合は、この限りでない。

- 2 経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第5 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、第24第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委任又は再委託の禁止)

第6 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は再委託してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託者の通知)

第7 委託者は、受託者に対して、再委託者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務の履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその業務の履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9 委託者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

- 2 委託者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、仕様書に定めるところにより、仕様書等に基づく立会い又は業務の履行状況の検査（確認を含む。）の権限を有する。

- 4 委託者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 5 委託者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した

日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 6 委託者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は委託者に帰属する。

(履行報告)

- 第10 受託者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(業務実施材料の品質)

- 第11 業務実施材料の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

(支給材料及び貸与品)

- 第12 委託者が受託者に支給する業務実施材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務実施機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 委託者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった品質、規格又は性能に関する不具合があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

- 5 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

- 6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。

10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の改善義務)

第13 受託者は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、委託者がその改善又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第14 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受託者は、仕様書等について軽微な変更を必要とする場合には、委託者の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

(業務の中止)

第15 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者が業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による完了期限の延長)

第16 受託者は、天候の不良又は第3の規定に基づく関連業務等製造の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により完了期限までに業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に完了期限の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による完了期限の短縮等)

第17 委託者は特別の理由により完了期限を短縮する必要があるときは、完了期限の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により業務履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する業務履行期間について、通常必要とされる業務履行期間に満たない業務履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務委託代

金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(完了期限の変更方法)

第18 完了期限の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が完了期限の変更事由が生じた日（第16の場合にあっては、委託者が完了期限変更の請求を受けた日、第17の場合にあっては、受託者が完了期限変更の請求をうけた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託代金額の変更方法等)

第19 業務委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、業務委託代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(作業員の管理)

第20 受託者は、業務を履行する者（以下「作業員」という。）の身分、衛生、風紀及び規律維持に一切の責任を負うものとし、業務を履行する上で委託者が適当でないと認めた作業員には、業務を行わせないものとする。

(契約履行に伴う損害の賠償)

第21 作業員が業務の提供において、建物、器物等に損害を与えたときは、受託者は委託者の指定する期間内にその代償を補償し若しくは原形に復し又は損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち委託者の責めに期すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(検査)

第22 受託者は、業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書等により委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いのうえ、仕様書等に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。

- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 受託者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに仕様書等に定めるところにより改善して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、改善の完了を業務の完了とみなし、前3項の規定を適用する。

(業務委託代金の支払)

第23 受託者は、第22第2項の検査に合格したときは、業務委託代金請求書により業務委託代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に業務委託代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により第22条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第24 受託者は、業務の完了前に、性質上可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金額の全額について、性質上不可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、業務委託代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、性質上可分の履行済部分については第3項に規定する検査において確認した履行済部分に相応する業務委託代金相当額の全額とし、性質上不可分の履行済部分については、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額≤第1項の業務委託代金相当額×9／10

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託代金相当額」とあるのは、「業務委託代金相当額から既に部分払の対象となった業務委託代金相当額を控除した額」とするものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25 受託者の責めに帰すべき事由により完了期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託代金額から履行済部分に相応する業務委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 委託者の責めにきすべき事由により、第23第2項の規定による業務委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第26 受託者は、この契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定により刑が確定したとき。

2 受託者は、この契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- 3 受託者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受託者はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第27 受託者は、契約保証金を納付した契約において、業務委託代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総業務委託代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、委託者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受託者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、委託者に帰属するものとする。

(委託者の解除権)

第28 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、受託者に相当の期間を定めて是正を求める催告をし、その期間内にこれを是正しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。
  - 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 四 第30第1号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。
    - 一 業務の全部の履行が不能であるとき。
    - 二 受託者がその業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - 三 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないと認められるとき。
  - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 五 受託者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代

表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は材料の購入契約その他の契約の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその業務の履行をせず、受託者が第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第29 委託者は、業務が完了するまでの間は、第28第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の履行済部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者へ支払わなければならない。

3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第30 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること

ができる。

- 一 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となつたとき。
  - 二 天災その他避けることの出来ない事由により、業務を完了することが不可能又は著しく困難となつたとき。
- 2 第29第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第31 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の履行済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は履行済部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項前段及び第4項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第28によるときは委託者が定め、第29又は第30の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第32 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第33 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。